

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ 2012年3月21日福島県庁要請結果報告

HRN は、2012年に公表した福島調査報告書に基づいて、福島県庁に2012年3月21日に要請に訪れ、要望事項について回答を得ました。以下は、HRNにおいて、福島県庁に要請した際の県庁側の回答について概要を記載したものです。
(敬称略)

日時 3月21日

福島県庁側 災害対策本部総括班副班長 皆川信一 他3名
(福島県教育庁学校生活健康課主幹兼副課長)

参加者 HRN 伊藤和子、菅波香織、吉田悌一郎
安全・安心・アクションIN郡山 野口時子、武本泰 他1名

1 HRNの要請と県の対応

皆川：事前に要望書を受け取っているため、県に対する要請事項について県の対応を回答する。

伊藤：HRNは弁護士、ジャーナリストなど750名余りで構成された国際人権団体。今回の震災問題では国際人権の観点から被災者の人権活動。

避難者と滞在者は等しく救済すべきである。住民の避難の権利を確立する必要がある。また、避難している人々がいつか帰還をする場合のことも考えて健康管理も含めた総合的対策が必要。医療、食の安全の徹底など、被害にあわない対策や、恒常的な汚染地域のモニタリングなどが求められる。

HRNで11月に調査した結果によれば、渡利を始め福島市では、汚染がひどいにもかかわらずきちんとした測定がなされていない、ここを測ってほしいと言っても測ってもらえないという訴えが多数あった。モニタリングと情報開示をお願いしたい。

除染は進んでいない。福島市では、2年くらいかかって一番ひどい地域の除染を完了するという話もあるが、その間どうするのか、住民は放射能のなかで放置されるのか。他方、郡山は市民が除染にかり出されていて危険な実態がある。きちんとしたガイドラインを作りたい。

健康影響。福島・郡山市で調査したところによれば、甲状腺の検査や内部被曝検査は中通りでは未だ実施されていないという。早急に対応してほしい。

給食と食の安全。報告書の資料5で県に問い合わせた結果を記しているが、県の測定ではサンプル数があまりに少ない。にもかかわらず、地元の食材が使われていることに大きな不安が住民から出されている。食の安全をどう確保するのか。

安全を強調するキャンペーンがなされているため、住民が不安を口にすることが難しい。公正な形でリスクに対するアドバイスや広報をお願いしたい。

また、適切に避難を進めることが重要である。原賠審でも、「自主避難対象地域」が決められたのであり、避難をする正当な権利があるはずである。特に、子どもや妊

婦の保護は緊急課題だと思う。しかし、どうしていいかわからない、どこに頼れば避難を支援してもらえるかわからない、という人が多い。他方、除染も実現しない。このように住民は放置されている状況にある。リスクがあることの広報。自主避難の方策などを住民にきめ細かく伝えてほしい。

他方、自主避難をしている住民も、いつか帰りたいという希望を有している。それでも、少しでも健康に影響がないようにと考えて避難している。こうした動きについて、県としてむしろ支援すべきであり、一時的にでも避難していつか戻ってくるといふ長期的な視点に立ってほしい。住民の健康を守りつつ、長期的にコミュニティーを再生するという考え方に立って、避難に関する支援や情報提供をしてほしい。

皆川：放射線の影響については、福島県としても対応している。それぞれに対応するところを設けている。HP をご覧下さい。市が担当するところや国が担当するところもある。県の部分に限って回答する。

2 情報提供・測定について

職員：情報提供についてであるが、事故当初、幼稚園、小学生、中学生向けのパンフレットを配った。子どもの被ばくをできるだけ避けるための注意事項や母親には子どものストレスについて気をつけるようにということを重視した広報である。去年は全世帯に同様のパンフを送った。

避難しないで自宅に滞在している県民に対する情報公開の対応としては、線量のデータをHP にアップし、保育園、小学校、中学校など主な学校に線量計を置いている。

食の安全についても分析データをHP にアップしている。

伊藤：食の安全について、HRN の福島調査報告書にも指摘している通り、検査を行うサンプル数があまりにも少ない。この点を改善する意向はないか。

職員：不十分なところもあるが、県内に500台測定装置（簡易型）を置く準備を進めている。線量計は住民に貸出している。やれる範囲内ではやっているつもり。情報提供に努めている。

伊藤：渡利地区などでは、行政の測定に住民が著しい不満を持ち、「あえて線量の低いところを選んで測定している」という訴えがある。深刻な問題だと思うが、測定は市の管轄でなく、県も共同して行っているという理解でよいか。

職員：県も連携して対応している。市町村にとっても今回の原発事故は晴天の霹靂であることを理解すべきである。食品の測定器の配置についていうと、ゲルマニウム測定器は36台設置している*。ベクレル・モニターも購入し配置しているが、モニタリングデータは膨大なので全部を県のHP に掲載するのは無理。

伊藤：データは公開して欲しい。住民にも危険がわかる。避難の勧奨など。

職員：測定した記録を地域ごとにできるだけ公開の方向である。町内会単位などで考えている。

※ 平成24年3月21日現在のゲルマニウム測定器の設置台数は30台であり、今後設置を予定している6台を含めて、合計36台となる。

3 健康影響調査・健康診断・内部被ばく検査等

職員：県民健康管理調査については、検討委員会を設置して、助言を得ている。県のアドバイザー以外に、市町村でアドバイザーを依頼している自治体もある。今後、意見を

かわせる場を設けていきたい。

HRNは、低線量被ばくの危険性について、知見と経験を有する専門家を検討委員に加えるべき、と要請されているが、現在の検討委員の専門家は低線量被ばくの危険性について知見と経験を有しており、健康リスクを重視していないとも考えていない。したがって、要望書にあるメンバー構成の再検討の必要性はないと考えている。

職員 住民の健康についていえば、3月11日以降の行動調査が重要である。屋外で救援活動をしていたような人もいると思うが、回答率が低い。健康調査には是非ともに回答するように県民にお願いしたい。

菅波：今後の疾病の可能性を考慮してのことか？

職員：そうではなく、（基本調査は）どういう被ばくを受けたか。その後追跡調査。

菅波：追跡調査という視点だけでなく、疾病から人々を守ることを主眼にしてほしい。その点でいうと、住民に対する内部被ばく調査や、放射能汚染に関わる各種検査に関するスピードがとても遅いと感じているが、なんとかならないのか。

職員：甲状腺超音波検査は3年後から始めようという意見もあったくらいである。すぐに甲状腺ガンになるわけではない。しかし、住民の不安が強い。小児の甲状腺の超音波検査を広くやったことがないので、現状把握が必要。将来甲状腺ガンが出たとき、比較の対象が必要である。平成25年度内には県内の18歳以下の子どもの検査を完了する予定。その後、20歳までは2年に1回、20歳以降は5年に1回の検査を継続。その頻度で早期発見が可能という専門家の助言がある。関連7学会の協力を得て議論して進めている。過剰な診断、過剰な治療にならないように、ということに十分に注意しながら行っていく必要がある。仮に甲状腺ガンが見つかったときに、どういう治療が望ましいのか、複数の専門医の意見を聴いて進めていく。

菅波：内部被曝検査は実施されているか。

職員：県の地域医療課が担当している。今後の方向としては25年度末に18歳以下の子どもと妊婦は完了させる予定。

菅波：25年度末というのはあまりにも遅いのではないか。できるだけ早く測って欲しいという声があるがもっと速くやる動きはないか。

職員：25年度末ということでやっており、今まで15000人を超える検査を実施しているが、99%が1ミリシーベルト以下であった。最高の人で3ミリシーベルトである。このような推移からみて、果たしてどこまで急いでやらなければならないのか、ということもある。

菅波：民間の病院でも内部被ばく検査をやっているが、連携する動きはないか。

職員：地域医療課では連携を取って、データの蓄積を図っている。

菅波：県の動きが遅いということで、市民団体がWBCで内部被ばくを測っているが、専門家のサポートがないのでデータの信憑性に疑問が出てしまう。こうしたことに対して県のサポートは？

職員：専門の人材の養成が難しい。内部被曝検査の連絡協議会を設置する予定。関係市町村など団体が集まって話をする場を設ける予定。

菅波：県民健康管理調査の検討委員会是非公開で、派閥のようなものがあるのではないかと住民目線からすると福島県立医大とその他の対立があるように見える。

職員：福島県立医大の放射線の専門家はフットワークが軽く、適切な指導助言していると考えている。

伊藤：内部被ばく検査を受けた人の中には、ベクレル数を告げられたが、その数値の意味することが分からない、どの程度危険なのか説明をしてもらえないために不安だ、という話もある。安全だとしか言われぬ。

また、県民健康管理調査については、データがどう活かされるかわからない、透明性に欠けているという不信感を住民がいただいていることが判明した。住民が安心できるという形になっていない。

職員：県として反省しなければならないのは、PRの仕方がうまくないところがある、ということである。検査について、パンフレットを配る予定である。

県民健康管理調査は、外部被曝線量の推計については、事故当初は行動記録でしか知ることが出来ないのです、その記録を集めることが必要だ、ということで実施している。その意義のPRが足りなかった。周知を図っていきたい。

菅波：専門医でもいろいろな見解がある。ここまで行かなかったから安全と言われても疑問視。リスクについてもっと積極的に知らせる考えはないか。

職員：危ないということだけを県民に知らせる考えはない。リスクはあるが、単に危ないという話をしたり危険性のみを考えたりすること自体がストレスになる。放射能よりもストレスのほうが身体に悪いと私たちは考えている。1ミリシーベルトを超えたから危ないというPRするのはどうか。それで安全とは思っていないが。要は「正しく怖がる、不必要に怖がらない」ということであり、不安をあおりたてるつもりはない。

職員：地区の年寄りが放射能を怖がってしまっている。だから私は、「あなたが不安に思っていたら、子どもも不安を感じてしまって、ストレスを生じる。あなたが不安を広げては駄目だ。孫にストレスをかけないようにしてほしい。」と説明している。

伊藤：県として、内部被曝検査のパンフレットを作るというが、「これ以下は安全」とだけ書くようなパンフレットであれば、ミスリーディングではないか。リスクについて説明すべき。

伊藤：山下教授は、年間100mmシーベルト以下は安全、と述べられているが、このような考え方が県内に浸透して、年間100mmシーベルト以下であれば何もしない、ということになってしまうのは大変心配である。仮に異なる見解があるとしても、県民の健康のことを考えれば、低線量被ばくのリスクについてよりセンシティブな意見を重視して住民の保護をはかっていくべきではないのか。それに、少なくともいえることは、放射能に対する危険性の認識について、異なる見解があるにも関わらず、ひとつの意見が県内で多数になり、その方向性を県としても容認している、ということである。

職員：しかし、100mmシーベルト以下は安全という人と、そうでないという人は1対1ではない。学者の中では、前者が圧倒的に多数派であり、後者は圧倒的に少数派です。

伊藤：そのような見解には賛同できない。

職員：リスクの比較の問題である。喫煙やストレスに比べて放射能が突出して人体に悪いとはいえない。年間100mmシーベルト以下の放射能の人体への影響は、科学的には明らかでないが、リスクはゼロではないだろう。ただ、放射線防護のために日常生活

を犠牲にしたり、リスクを与えてよいのか、その比較が問題。

武本：もうひとつ聞きたいのは、県民健康管理調査について、健康上問題があった場合には更なる調査・検査などあるのか。

職員：調査の結果、必要な場合はさらに健康調査・検査を行う。

武本：このことも県内で周知されていないので、それが回収率の低い原因ではないか。次のステップがあるという告知も必要。

野口：私も出していない。データだけ集めてその先がないのではないかと不安。先が約束されていない。

職員：健康上問題があった場合、その先にどのような対応が必要かはまだ議論途上である。まずは昨年3月4月の行動を記録して提出してほしい。放射性物質による内部被曝があったことは分かるが、どのくらいかは分からない状況であり、甲状腺検査は重要であり、今後も継続していく。

菅波：しかし、甲状腺検査が遅すぎる。3年後というでは論外。その先の検査のスパンも頻繁にしないと。20歳以前は2年に1回、それ以降は5年に1回で大丈夫か。

職員：専門家はそれで早期発見可能だとしている。

4 避難区域外の避難者への支援について

職員：県外避難の借り上げ住宅の受け入れについて。

福島県は昨年の3月に災害救助法に基づく応援要請を他県に出している。住居については、区域の内外でも差を設けないようにも要請している。基本的姿勢は今も変わっていない。民間賃貸住宅の借上制度等を実施していない府県に対し、現在も同制度の実施を要請している状況にあることに変わりはないが、こうした府県においても、公営住宅等で本県避難者の受け入れをしていただいております。現在、同住宅に十分余裕がある中で、まして災害救助法の枠組みの中では、（未実施の府県に対し民間賃貸住宅借上制度を導入させることについては）限界がある。福島県としては県外避難者への支援を要請している状況には変わらない。

伊藤：昨年12月に福島県が他県に対して民間借り上げの中止を要請したが、その要請は撤回するということか。

職員：そう。

伊藤：再び、民間借り上げ中止の要請をすることはしないか。

職員：現時点ではない。

伊藤：原子量賠償紛争審査会で、「自主避難対象地域」ができて、賠償の対象とされている。少なくとも指定された地域については、リスクを感じて避難することも正当だ、と判断されている。正当な不安であり、行政がこれを否定すべきではないのではないのか。身を守るために避難することも正当な選択肢のひとつである。行政にはその支援を積極的にしてほしい。自主避難の受け入れはここにアクセスすればわかるとか、住民に情報を積極的に伝えてほしい。

職員：この点では回答なし。

5 食の安全

伊藤：給食の全品検査は実現するようになったか。

皆川：給食は危険な食物は流通させない原則。しかし、米で数値が出ている。保護者が不安を訴えているので、市町村で検査を始めた。しかし、不十分だという声が出ている。今後、検査について、費用を県が補助する予定。県内に260台食品の測定器を設置する予定である。330の小中高校の給食センターなどの施設。要望を市町村にとつたら260という数字が出たのですべてについて補助する。ただし、測定器は簡易型である。

市町村が測定器を購入するだけでなく、県が検査機関に委託することもやる。後者の場合はゲルマニウム測定器で測定する。4月から実施する。

ただ、機械は簡単に入らない。当面、36台導入するが*、足りない。

伊藤：文科省にこの問題で要請に行ったところ、県内すべての給食施設に測定器を設置するので、問題は解決すると言われたが、すべての給食施設に設置することに本当になるのか。

職員：必要とされている260施設に測定器を配置する予算を確保した。全額補助する方針である。あとはその予算を使うか否かは市町村の問題であり、すべての給食施設に設置されるかどうかはわからない。

※ 平成24年3月21日現在のゲルマニウム測定器の設置台数は30台であり、今後設置を予定している6台を含めて、合計36台となる。

6 除染

野口：仮置場の選定は住民にとって深刻である。行政が主体となって対応して欲しい。公園などの仮置場でその表示されていないところがある。安全な数値だとしても、子どもたちの知る権利の問題がある。仮置場について、表示と告知をお願いしたい。

行政による仮置場の安全管理が不十分であり、特措法に準拠した安全管理をしてもらいたい。

職員：除染対策課に伝える。理想通りには行かないが。土で覆うと遮蔽ができる。地域の理解を得て作って欲しい。手法は市町村によって違う。都市部はうまくいっていない。頭を痛めている。

武本：説明しないままに作ってしまう。非公開で教えてくれない。住民に情報公開と透明化をして欲しい。

職員：知事に対する要望となっているが、郡山市には要望を出しているのか。

武本：郡山市にも出しているが、改善がない。

職員：県と市で連携しているが、地域の状況によって対応が異なる。区長の協力がないと進まない。仮置場の場所の選定についても難しい。あえて秘密にしているわけではないが、交渉して方向性が見えるまでは出せないというところがあるのではないかと。要望があったことは伝える。

安全・安心：埋めた後、きちんとした表示をしてほしい。市民の知る権利の問題である。

【補足】除染対策課：国が平成23年12月に作成した『除染関係ガイドライン』で、仮置

場の管理方法として掲示板や柵等の囲いを設置するよう示されています。

一方で、自宅や学校等の敷地内で行われる現場保管等については、これらの設置は不要とされていますが、現場保管場所は設置者である市町村等が責任を持って安全に管理すべきものであり、保管場所の状況に応じて掲示板等を設置するなど、それぞれの監理者において必要な措置が取られているものと考えております。

なお、仮置場の保管に関する台帳を整備し、管理することとなっており、閲覧する制度があります。

7 その他

菅波：双葉や大熊等は、県内の他の場所に自治体の拠点を設けている。いわきも県内の他の地域の人々がきて、人口が増えている。インフラが足りない。県の協力が必要ではないか。

皆川：対応が今何か動いているかは不明。住民の県内への帰還とあわせて、何か対応は出ると思うが、まだそこはヒアリングをやっている段階で十分に議論されていない。

職員：県外に避難することを止めたりはしない。ただ、戻ってこられるように頑張るというスタンスである。そのときにいわきに集中することは予想されるので、将来的にインフラなど考えなければならない。